

新ごみ処理施設整備に関する 市民説明会

令和2年11月28日（土）

行田市 環境経済部 環境課 新ごみ処理施設建設準備担当

問合せ先 048-556-1111（内線384）

はじめに

- 昨年10月5日の説明会開催後に、**鴻巣行田北本環境資源組合によるごみ処理施設整備事業が白紙解消**となりました。
- 可燃ごみ処理施設である「小針クリーンセンター」は、昭和59年の施設稼働以来36年が経過、不燃・粗大ごみ処理施設である「行田市粗大ごみ処理場」は、昭和56年の稼働以来39年が経過し、老朽化が進んでいるため、新ごみ処理施設の建設が急務となっています。
- このため、**本年4月1日から**庁内に新ごみ処理施設建設準備担当を設置し、**新たなごみ処理施設の整備事業に着手**しました。
- 本日の説明会は、事業の進捗状況や今後の見通しについてお知らせするとともに、参加者の皆様と意見交換を行い、今後の業務に活かしてまいります。

鴻巣行田北本環境資源組合の経緯について（抜粋）

日時	概要	備考
平成25年 5月 7日	ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書の締結	新たな枠組みに関する基本的事項の合意
平成26年 4月 1日	一部事務組合（鴻巣行田北本環境資源組合）発足	彩北広域清掃組合からの名称変更
令和 元年10月 5日	新ごみ処理施設に関する説明会	内容説明と今後の課題についての意見交換
令和 元年12月12日	正副管理者会議	ごみ処理施設整備事業の白紙解消
令和 2年 4月 1日	ごみ処理施設整備事業の白紙解消に基づく組織改正	彩北広域清掃組合に名称変更

新ごみ処理施設整備（令和2年4月1日から）の進捗状況

日時	概要	備考
令和 2年 4月 1日	庁内に新組織の発足	新ごみ処理施設建設準備担当設置
令和 2年 4月28日	新ごみ処理基本構想策定業務委託の契約締結	現状と課題の整理、広域化の検討【別紙参照】
令和 2年 5月22日	市議会全員協議会	行田市議会議員に事業着手の報告
令和 2年 6月 1日	太田地区自治会連合会新旧役員会	地元役員に事業着手の報告
令和 2年 7月15日	広域化勉強会（第1回）	羽生市と広域化に向けた検討【別紙参照】
令和 2年 8月20日	広域化勉強会（第2回）	同上
令和 2年 9月25日	市議会議員説明会	行田市議会議員に事業の進捗状況報告
令和 2年10月22日	広域化勉強会（第3回）	羽生市と広域化に向けた検討
令和 2年11月28日	新ごみ処理施設整備に関する市民説明会	進捗状況の報告と意見交換

基本構想策定業務の概要

大字小針地内の都市計画施設用地を活用した施設建設を含め、ごみ処理に係る方針を定めるとともに、**広域化の検討**を行い、今後の業務の基本とするもの。

- 委託業務名 行田市新ごみ処理基本構想策定業務委託
- 業務委託先 一般財団法人 日本環境衛生センター
- 契約期間 令和2年4月28日～令和3年3月19日
- 契約額 8,140,000円
- 業務内容
 - ★ 基本構想策定業務
 - ・ごみ処理の現状と課題
 - ・ごみ処理施設整備の基本方針
 - ・配置計画
 - ・事業スケジュールなど
 - ★ 広域化検討業務

広域化勉強会の概要

大字小針地内の都市計画施設用地を活用した施設建設を条件に、隣接4市（加須市・熊谷市・鴻巣市・羽生市）に「ごみ処理広域化に係る勉強会の参加意向」について照会し、**羽生市から参加意向の回答があり、広域化勉強会を発足。** 令和2年7月15日に第1回を開催し、**これまで3回実施。**

【勉強会でのテーマ】

令和2年6月の環境省発刊による「広域化・集約化に係る手引き」を参考に意見交換を実施

- ★ 第1回（令和2年7月15日開催）
勉強会組織の確認、施設計画予定地（大字小針）の概要、施設整備に係る必要事務の把握とスケジュールについての意見交換
- ★ 第2回（令和2年8月20日開催）
広域化組織体制、新たに整備するごみ処理施設、ごみの分別区分についての意見交換
- ★ 第3回（令和2年10月22日開催）
広域化メリット、地元対策、余熱利用施設、費用負担割合についての意見交換
引き続き意見交換を予定

施設計画予定地の状況

都市計画道路古代蓮の里通線
市道第8.1-1号線

小

 都市計画決定区域

H15.10.17告示

種類 行田都市計画ごみ焼却ごみ処理場

名称 彩北広域清掃組合一般廃棄物処理施設

位置 行田市大字小針字埜通

面積 約81,900㎡

 施設計画区域：約3.4ha

土地所有 行田市

 都市計画決定区域外：約1.0ha

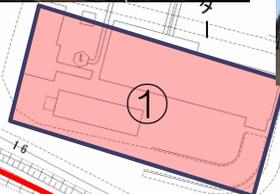
施設計画区域

① 小針クリーンセンター

施設管理者 彩北広域清掃組合

対象ごみ 可燃ごみ

稼働年次 昭和59年



② 行田市粗大ごみ処理場

施設管理者 行田市

対象ごみ 不燃ごみ・粗大ごみ

稼働年次 昭和56年



施設整備までに必要な事務事業・手続等（予定）

- 既に取得済みの大字小針の用地を活用しても、**施設稼働までには、多くの事務手続等を要し、検討着手から7年程度の期間が必要です。**

No.	項目	内容	1年目	2年目	3年目
1	新ごみ処理基本構想策定	現状と課題、施設整備方針、配置計画及び事業スケジュール等基本的事項の整理	↔		
2	広域化検討	近隣4市への広域化検討の意向確認及び勉強会の開催	↔	⇄	
3	組織設置・規約整備	（広域化に向けた協議が成立した場合）新組織の設置とそれに伴う規約整備		⇄	
4	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定	新たな枠組みでの分別・収集体制の見直し（資源リサイクル審議会への諮問・答申）		↔	
5	循環型社会形成推進地域計画策定	国の交付金を受けるための必須計画		↔	
6	施設整備基本計画策定	施設整備に係る処理対象物、施設規模、処理方式及び余熱利用等の整理			↔
7	埋蔵文化財調査	新施設の配置計画により、必要に応じて調査			
8	生活環境影響調査	周辺的生活環境に及ぼす影響調査及び対応方針の検討			↔
9	都市計画決定の変更	名称変更に伴う手続			
10	PFI等導入可能性調査	民間活力の導入を含めた事業方式の検討			↔
11	事業者選定アドバイザー業務	入札参加希望者が技術提案を行うための要求水準及び募集要領の策定			
12	事業者選定・契約締結	入札参加希望者から提出された提案図書 of 技術審査、事業者選定及び契約締結			
13	一般廃棄物（ごみ）処理施設設置の届出	事業者による縦覧・告示後、知事に対し設置届出			
14	中高層届出、建築確認申請、適合証明	新施設建設（造成着手前）に伴う、関係法令手続			
15	施設整備工事（造成・本体・外構等）	工期は約3年（試験運転期間を含む）			

スケジュール管理を徹底し、事務手続の客観性・透明性を図り、早期整備に向け全力を挙げて取り組んでまいります。